

滋賀県個人情報保護審議会答申

**「住民基本台帳ネットワークシステムにおける
本人確認情報の利用拡大について」**

平成17年（2005年）2月23日

滋賀県個人情報保護審議会

はじめに

住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）は、高度情報化社会に対応し、住民サービスの向上や行政運営の効率化を目的として、平成11年の住民基本台帳法（以下「法」という。）の改正により導入されました。

その後、平成14年8月に1次稼働（本人確認情報の利用）が、平成15年8月には2次稼働（住民票写しの広域交付や住民基本台帳カードの発行等）がそれぞれ開始され、この間、国においては行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（いわゆる「オンライン通則法」）が制定（平成14年12月）され、県においても滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（いわゆる「インターネット利用条例」）が制定（平成16年8月）されるなど、行政手続の電子化のための制度的なインフラが順次整備されてきたところです。

このような中で、法第30条の9第2項の規定に基づき、本人確認情報の利用を拡大することについて、平成16年12月27日に滋賀県知事から当審議会に諮問があり、それを受けて、滋賀県住民基本台帳法施行条例（以下「条例」という。）を改正することにより本人確認情報の利用を拡大することについての検討を行い、このたび、延べ3回の審議を経て答申をとりまとめました。

答申のポイントは

- 1 県民の利便性の向上や行政運営の効率化の観点から本人確認情報の利用を拡大することは大きな意味があり、具体的には、法の規定に基づき、条例により、本人確認情報を県知事が利用等することができるとすることが適当であること。
- 2 利用等できる事務の選定に当たっては、県において現在、県民に住民票の写しの添付を求めている事務および県知事が自ら住民票の写しをとっている事務のうち、法別表に規定されている事務を除いた全ての事務について、住基ネット利用の可否や適否を検討したこと。

その結果、34の事務について、住基ネットを利用することにより、県民の利便性の向上や行政運営の効率化を図ることが適当であること。

- 3 一方、個人情報の保護は極めて重要であることから、この機会に住基ネットの様々なセキュリティ対策について改めて県民に周知し、併せて職員研修の充実など県のセキュリティ対策全般の強化について十分配慮すること。
- 4 法別表に基づく事務および条例に基づく事務について、県知事による本人確認情報の利用等の状況を公表することとしたこと。

などです。

住基ネットは、そのスタートから今日まで順調に稼働しており、住民サービスの向上に一定の成果を挙げてきました。また、本年4月1日には、個人情報保護法の全面施行を受けた滋賀県個人情報保護条例の一部改正が施行されますので、住民基本台帳法等の規定と併せて、県の個人情報保護対策が一層強化されることとなります。

今後、県におきましてはこの答申の趣旨を十分踏まえ、いっそうの住民サービス向上や事務の効率化に努めていただくとともに、本人確認情報の保護に最大限の注意を払い、セキュリティ対策をはじめ制度の適正な管理運用について引き続き積極的に取り組んでいただくよう期待します。

平成17年（2005年）2月23日

滋賀県個人情報保護審議会
会 長 長 尾 治 助

目 次

1	本人確認情報の利用拡大に関する基本的な考え方・・・・・・・・・・	1
	県民の利便性の向上	
	行政運営の効率化	
	行政資源の有効活用	
2	本人確認情報の利用拡大のための方策について・・・・・・・・・・	2
3	滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例案に対する意見・・・・・・・・	2
	(1) 県の責務（第2条関係）・・・・・・・・・・	2
	(2) 利用・提供事務（第3条、第5条、第6条関係）・・・・・・・・	2
	(3) 提供方法（第4条、第7条関係）・・・・・・・・・・	3
	(4) 利用および提供の状況の公表（第8条関係）・・・・・・・・	3
4	条例化に向けて留意すべき事項・・・・・・・・・・	3
	(1) 県民に対する広報・・・・・・・・・・	3
	県民に対する広報	
	申請者等への周知	
	住基ネットの安全性について	
	広報の方法について	
	(2) 運用に当たって留意すべき事項・・・・・・・・・・	5
	法令等に基づく確実な運用の確保	
	システム運用面での対策について	
	内部監査の実施	
	セキュリティ研修の実施	
	市町に対する助言	
	（財）地方自治情報センターとの連携	
	(3) 利用および提供事務の見直し・・・・・・・・・・	6
	別紙 条例により利用・提供する事務【34事務】・・・・・・・・	7
	資料	
	1 滋賀県個人情報保護審議会委員名簿	
	2 滋賀県個人情報保護審議会審議経過	
	3 滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例案新旧対照表（未定稿）	

1 本人確認情報の利用拡大に関する基本的な考え方

住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）は、平成14年8月に、住民基本台帳法（以下「法」という。）第30条の5第1項に規定する本人確認情報（以下「本人確認情報」という。）の利用を内容とする1次稼働が、平成15年8月には住民票の写しの広域交付や住基カードの発行などを内容とする2次稼働がそれぞれ開始され、これまでのところ大きなトラブルもなく、住民サービスの向上および行政事務の効率化に一定の成果を挙げてきているものと認める。

また、国においては行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（いわゆる「オンライン通則法」）が制定され、県においてもIT化県庁実現を目指して、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（いわゆる「インターネット利用条例」）が制定されるなど、行政手続の電子化のための制度的なインフラが順次整備される中で、本人確認情報の利用拡大を図ることは、以下の観点からも大きな意味があるものとする。

しかしながら、社会の情報化が急速に進展する中で、各方面から行政や一般企業等における個人情報の取り扱いについて様々な問題提起がなされ、また、個人情報の保護に対する県民の意識もこれまでにない高まりをみせていることから、本人確認情報の利用を拡大するに当たっては、県民政策コメント等を活用し県民の十分なコンセンサスを得る必要がある。

県民の利便性の向上

- ・ 県が条例により本人確認情報の利用を拡大することにより、法別表第5の利用事務以外についても、県民が申請・届出等を行う際の住民票の写し等の添付を省略することが可能となり、県民の時間、交通費、手数料などについて負担の軽減が図られ、県民の利便性の向上に資するものであること。
- ・ 県が推進しているIT化県庁の中で位置付けられている申請手続き等の電子化に関連して、次のようなメリットがあること。
 - ア 本人確認が必要な申請について、電子署名を付した電子申請をする場合は、住民票の写し等の添付が不要となる一方で、書面による申請については、今後も住民票の写し等の添付が必要であるところ、県が住基ネットを利用することにより、書面による申請についても住民票の写し等の添付を不要とすることができること。
 - イ 改姓に伴う自動車税納税義務者の氏名変更届のように、県が新旧の情報を確認する必要があるなどの理由により、例外的に電子申請ができない一部の事務について、県が住基ネットを利用して確認することで、電子申請が可能となること。

なお、住民サービスのいっそうの向上を図るため、県が申請者等の本籍地や続柄が記載された住民票の写し等の添付を求めていることにより現段階では住基ネットを利用することができない事務について、本籍地や続柄を求めることの必要性や根拠を再点検し、その必要がない事務や必要性が低い事務については積極的に見直しを行い、将来的にはできる限り住基ネットを利用することができるよう検討をしていきたい。

行政運営の効率化

- ・ 県が本人確認情報の利用を拡大することにより、事務執行の合理化や行政経費の削減が図られ、行政運営の効率化に資するものであること。

- ・ 平成16年12月24日に閣議決定された「今後の行政改革の方針」の中でも、地方行革の推進として、住民基本台帳ネットワークシステム等の基盤を活用し、セキュリティの確保にも十分留意しながら、電子自治体を推進することにより、住民サービスの向上を図るとともに、地方公共団体の業務改革を促進するとされていること。

行政資源の有効活用

本人確認情報は法に基づいて県知事が保有しているものであり、その利用拡大を図ることは、行政資源の有効活用に資するものであること。

2 本人確認情報の利用拡大のための方策について

県民の十分なコンセンサスを得たうえで、本人確認情報の利用拡大を図るためには、法第30条の8第1項第2号、同条第2項および第30条の7第4項第2号の規定に基づき、条例により、本人確認情報を県知事が独自に利用し、または県知事以外の執行機関等に提供することが適当であると考ええる。

3 滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例案に対する意見

当審議会に対し県知事から示された条例案に対する意見は以下のとおりである。

(1) 県の責務（第2条関係）

法第30条の29第1項により、県知事に本人確認情報の安全確保義務が課されているが、本人確認情報の利用拡大に際して、県の条例においても安全確保に関する県の責務を明確に規定し、改めて県民にそれを宣言することが重要である。

(2) 利用・提供事務（第3条、第5条、第6条関係）

利用・提供事務の選定に当たっては、県において現在、県民に住民票の写しの添付を求めている事務および県知事が自ら住民票の写しをとっている事務のうち、法別表に規定され既に住基ネットを利用している事務を除いた全ての事務について、住基ネット利用の可否や適否を検討した。

その結果、別紙に掲げる34事務について条例に規定し、県独自で本人確認情報を利用し、および提供することにより、県民の利便性の向上や行政運営の効率化を図ることが適当であると考ええる。

県民の利便性の向上に関しては、1 - (1)でも述べたように、県に対する申請手続き等の電子化が推進されていく中で、今後も一定の割合で存続するであろう書面による申請を行う県民に関する本人確認の手段として、住基ネットが一定の役割を果たすことになるものと考ええる。

また、行政運営の効率化に関しては、県税・市町税の賦課徴収事務や県の公共用地取得事務等について、現状では、納税義務者や地権者の生存、現住所、転出先住所を調査するため、住民票または住民票除票の写しを、職員が関係市町役場に郵便で交付請求し、または出向いて閲覧をしており、相当の時間と労力がかかっている。

これらの事務に住基ネットを利用することにより、効率的に生存、現住所、転出先住所を把握することができることになるものである。

なお、当審議会に示された条例案において県知事が利用・提供することができる本人確認情報は、県内に住所を有する者に係るものに限定されるが、平成15年度に県の関係課において実施された住所地調査のうち、県税の賦課徴収事務については約80%が、公共用地取得事務については約70%が県内に住所を有する者に関するものであり、

これらの事務に住基ネットを利用することは十分な効果があるものとする。

(3) 提供方法（第4条、第7条関係）

法に基づく本人確認情報の提供の方法と同様の方法を規定しているものであるが、磁気ディスクによる提供は、磁気ディスクの紛失、盗難等の危険性が全くないとはいえないことから、電気通信回線による提供を原則とし、磁気ディスクによる提供は、障害等により電気通信回線が使用できない等、一定の場合に限った例外的な方法とするべきである。

また、例外的に磁気ディスクによる提供を行う場合には、当該磁気ディスクの紛失、盗難等の防止策を十分講じる必要がある。

(4) 利用および提供の状況の公表（第8条関係）

指定情報処理機関が行う国の機関等への本人確認情報の提供状況については、法第30条の11第6項の規定により、毎年少なくとも1回行われているが、県知事による本人確認情報の利用および提供の状況を公表する規定は存在しない。

しかしながら、事務の透明性の確保および本人確認情報の保護という観点から、県知事においても法別表および条例に基づく本人確認情報の利用・提供の状況を公表することは重要である。

県知事が公表すべき内容の詳細については、指定情報処理機関の公表すべき事項が省令で規定されているので、当該省令の規定に準じる取扱いが望ましい。

また、公表の方法としては、県公報への登載だけでなく県の広報誌やホームページなど複数の媒体を活用することにより、県民に周知するための工夫をすべきである。

4 条例化に向けて留意すべき事項

本人確認情報の利用を拡大するに当たり、その内容について適切な広報を行うことはもちろんであるが、この機会に、特に下記の点に留意し、住基ネットの安全性について改めて周知するとともに職員研修の充実などセキュリティ対策全般の強化について十分配慮すること。

(1) 県民に対する広報

県民に対する広報

- ・ 新たに本人確認情報の利用・提供が行われる事務の名称、利用・提供先やセキュリティ対策等を広報するとともに、法や個人情報保護条例等に基づく本人確認情報の保護措置や開示請求権等について、県民に十分説明すること。
- ・ 税の賦課徴収事務に本人確認情報を利用することについて、いわゆる納税者番号制度とは異なるものであることについて、県民の理解を求めるよう努めること。
- ・ 利用・提供は法または条例に定められた事務に限られ、なし崩しのまたは無制限に拡大するものではないこと、また、いわゆる国民総背番号制とは異なるものであることについて、県民の理解を求めるよう努めること。

申請者等への周知

申請・届出を行う県民に、県知事が本人確認情報を自ら利用し、または県の行政委員会や県内市町に提供することにより、住民票の写し等の添付が不要であることを申請書の記入要領や市町の窓口などで周知すること。これ以外にも効果的な周知方法について工夫を凝らすこと。

住基ネットの安全性について

住基ネットは、制度（法令）面、技術面および運用面から以下のようなセキュリティ対策が講じられており、安全なネットワークシステムであることについて改めて周知すること。

【制度（法令）面からの対策】

- ・ 住基ネットで保有する本人確認情報は、法により「氏名・生年月日・性別・住所・住民票コード・これらの変更情報」に限定されていること。
- ・ 住基ネットから本人確認情報の提供を行う行政機関や利用事務については、法や県の条例で具体的に規定されており、目的外利用は禁止されていること。
- ・ 民間部門の住民票コードの利用を禁止していること。
- ・ 指定情報処理機関の役員および職員ならびに都道府県および市町村の職員は、本人確認情報処理等に関して知り得た秘密を漏らしてはならず、秘密保持義務規定に違反した者に対しては、通常より重い罰則が課せられること。
- ・ 都道府県の委任により国等の行政機関に法律で規定された事務に関し、本人確認情報の提供を行う指定情報処理機関は、毎年、行政機関への本人確認情報の提供状況を公表すること。
- ・ 自分の本人確認情報について、開示の請求をしたり、訂正などの申し出を行うことができること。

【技術面からの対策】

- ・ 外部ネットワークからの不正侵入、情報の漏えいを防止するため、安全性の高い専用回線でネットワークを構築し、通信データを暗号化していること。
- ・ 専用回線の利用により第三者からの接続を隔離し、不正アクセス・不正侵入を防止し、ネットワークの接続個所にはファイアウォールを設置し、不正行為や不正侵入を防止していること。また、侵入検知装置（IDS）で不審な通信パターンを監視・解析していること。
- ・ 通信相手となるコンピュータとの相互認証を行い、操作者用ICカードやパスワードなどによる厳重な確認を行っていること。また、不審な操作パターンの常時監視を行っていること。
- ・ システム操作者の目的外利用を防ぐためログ（使用記録）を取得し、データ通信の履歴管理および操作者の履歴管理を行っていること。
- ・ ネットワークに蓄積されているデータへの接続を制限していること。

【運用面からの対策】

- ・ 指定情報処理機関においては「本人確認情報管理規程」に基づいて厳重な安全確保措置を図り、また、地方公共団体における体制、規程等の整備に係るセキュリティ対策に関する指針を住基ネットワークシステム推進協議会において作成していること。
- ・ 国において緊急時対応計画を策定し、不測の事態にも迅速に対応できるようにしていること。
- ・ 住基ネットの稼働に当たり、セキュリティ面での緊急対応が必要な場合に、指定情報処理機関、都道府県および市町村と連携を図りながら、迅速かつ的確に対応するため「総務省住民基本台帳ネットワークシステム緊急対策本部」が設置されていること。また、運用状況や、利用状況等について検討するために「住民基本台帳ネットワークシステム調査委員会」が設置されていること。

【県としての対策】

- ・ 住基ネットの運用管理およびセキュリティ対策を適正かつ確実に実施するため、県として滋賀県住民基本台帳ネットワークの運用管理およびセキュリティ対策に関する要綱（以下「セキュリティ要綱」という。）を定め、また、同要綱の規定に基づき、緊急時の対応計画を定める等、運用面における万全の対策を講じていること。
- ・ 個人情報保護審議会、住基ネットセキュリティ会議を設置していること。
- ・ セキュリティ研修計画を策定し、定期的に担当職員の研修を実施していること。
- ・ 県の関係課に対して内部監査を実施していること。
- ・ 県知事による本人確認情報の利用および提供の状況について、年1回公表することを予定していること。
- ・ 万一の場合にはネットワークを停止するなど、本人確認情報の保護を最優先することを基本原則としていること。
- ・ 個人情報保護法等の全面施行に対応するため、滋賀県個人情報保護条例の一部が改正され、平成17年4月1日から施行される予定であり、住民基本台帳法やセキュリティ要綱等の規定と併せて、県における個人情報保護対策が一層強化されること。

広報の方法について

県広報誌、ホームページなど複数の媒体を活用し、効果的な広報に努めること。

また、高齢者等県の広報媒体に触れる機会が相対的に少ないであろうと見込まれる県民に対するフォローアップについても十分配慮すること。

(2) 運用に当たって留意すべき事項

法令等に基づく確実な運用の確保

住基ネットを利用する職員の数が大幅に増加することになるが、引き続き、法令やセキュリティ要綱等を遵守し、確実な運用を行うこと。

システム運用面での対策について

県サーバ室・県端末機設置室への入退室の管理、県サーバ・県端末機の操作権限の付与および管理ならびにオペレーションシステムの管理等について、引き続き、セキュリティ要綱等を遵守し、確実に取り組むこと。

内部監査の実施

のうち、特に内部監査については毎年少なくとも1回、期日を定めて計画的に実施することにより、引き続き、住基ネットの確実な運用確保のための内部牽制機能を果たすこと。

セキュリティ研修の実施

- ・ 住基ネットを利用する県の関係職員に対し、少なくとも年1回、セキュリティ研修計画に基づく研修を実施すること。
- ・ 住基ネットを利用する職員の数が大幅に増加することになるため、研修は、関係法令等の内容について理解を深め、個人情報保護の重要性を十分認識させることができるようなものとするなど、いっそうの充実に努めること。

市町に対する助言

住基ネットの運用管理およびセキュリティの観点から、引き続き県内市町に対する十分な助言を行うこと。

(財)地方自治情報センターとの連携

住基ネットの運用は、住民基本台帳法に基づく指定情報処理機関である(財)地方自治情報センターと常に連携しながら行うものであること。

特に、障害発生時には、迅速な障害復旧および本人確認情報の保護を図るため、特に連携を密にする必要があること。

(3) 利用および提供事務の見直し

社会情勢の変化等に対応して常に利用・提供事務を見直すとともに、必要な措置を講じること。

別紙 条例により利用・提供する事務【34事務】

1 利用事務【26事務】

(1) 知事が申請者等に住民票の写しの添付を求めている事務【17事務】

事務の名称
1 非常勤職員等の公務災害補償等に関する年金たる補償を受ける者の現状報告の確認
2 非常勤職員の公務災害補償等に関する奨学援護金、就労保育援護金の受給者の現状報告の確認
3 滋賀県職員退隠料および扶助料支給条例による給付を受ける権利を有する者または給付の額の加算の原因となる者の生存の事実または氏名もしくは住所の変更の事実の確認
4 行政財産の目的外使用許可に関する使用許可申請、使用者の住所(氏名)変更届にかかる事務
5 普通財産の貸付に関する借受人の住所(氏名)変更届にかかる事務
6 不動産取得税に係る既存住宅控除・既存住宅用土地減額要件のうち住所要件の確認
7 自動車税納税義務者の住所等の変更・訂正
8 滋賀県浄化槽保守点検業者の登録申請
9 狩猟免許の申請および狩猟免許試験に関する事務
10 自然公園法および滋賀県立自然公園条例に基づく建築物の許可の内、同一市町村内の住み替え特例を適用する場合
11 介護福祉士修学資金修学生等の氏名、住所変更等の確認
12 介護支援専門員実務研修受講試験申込受付
13 採石業者の登録・変更届
14 砂利採取業者の登録・変更届
15 滋賀県立テクノファクトリー工場棟使用資格の承認
16 肥料取締法に関する登録申請および届出受理
17 屋外広告業の登録の申請および変更(更新の登録を含む。)申請(H17.4～新規事務)

(2) 知事が自ら住民票の写しをとっている事務【9事務】

事務の名称
1 県税の賦課に係る納税義務者の住所等の確認
個人事業税
不動産取得税
自動車税
2 県税その他徴収金の徴収に係る滞納者等の住所等の確認
3 自動車税減免に係る対象者の住所等の確認
4 ゴルフ場利用税の非課税の適用に係る調査
5 ゴルフ場利用税の不均一課税の適用に係る調査
6 ゴルフ場利用税または軽油引取税についての犯則調査に係る納税義務者の住所等の確認
7 中小企業設備近代化資金の債権管理
8 高度化資金の債権管理
9 公共事業用地の取得に係る権利者の住所等の確認

2 提供事務【8事務】

(1) 行政委員会(委員)への提供事務【6事務】

事務の名称	担当課
1 教育財産使用許可申請の審査、許可に関する事務	教育委員会
2 公立学校に勤務する学校職員の退職年金および退職一時金支給条例による給付を受ける権利を有する者または給付の額の加算の原因となる者の生存の事実または氏名もしくは住所の変更の事実の確認	
3 住民監査請求の受理に関する事務	監査委員
4 収用または使用の裁決の申請・協議	収用委員会
5 明渡裁決の申立	
6 安全運転管理者、副安全運転管理者の届出に関する事務	公安委員会

(2) 県内市町への提供事務【2事務】

事務の名称	担当課
1 市町税等の賦課に係る納税義務者の住所等の確認	各市町税務担当課
2 市町税等その他徴収金の徴収に係る滞納者等の住所等の確認	

(資 料)

1 滋賀県個人情報保護審議会委員名簿

(敬称略・五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
うの かずえ 宇野 一枝	大津市教育相談センター相談員	
ながお じすけ 長尾 治助	立命館大学名誉教授・弁護士	会長
なかたに まさよ 中谷 眞三代	滋賀県立大学・大学院非常勤講師	
なかたに みのる 中谷 実	南山法科大学院教授	
ぼうの よしひろ 坊野 善 宏	弁護士	会長代理
みやむら むねお 宮 村 統雄	(財)びわ湖ホール副理事長	
やすだ かずよ 安田 一代	(株)ホンネット代表取締役	

2 滋賀県個人情報保護審議会審議経過

回	開 催 日	審 議 内 容
第 2 8 回	平成16年12月27日(月)	・ 県知事からの諮問 ・ 本人確認情報の利用拡大について検討 (論点整理)
第 2 9 回	平成17年 1 月25日(火)	・ 本人確認情報の利用拡大について検討 (県民の利便性向上、セキュリティ対策等)
第 3 0 回	平成17年 2 月 7 日(月)	・ 意見のとりまとめ

滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

旧	新
(趣旨) 第1条 この条例は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)の規定に基づき、 <u>本人確認情報の保護に関する審議会および情報提供手数料の額</u> に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)の <u>施行</u> に関し必要な事項を定めるものとする。
(新規)	(県の責務) 第2条 県は、法第30条の5第1項に規定する本人確認情報(以下「本人確認情報」という。)の利用および提供に関し、 <u>本人確認情報の安全確保のために必要な対策を策定し、およびこれを実施するものとする。</u> (本人確認情報を提供する区域内の市町の執行機関および提供に係る事務)
(新規)	第3条 法第30条の7第4項第2号に規定する条例で定める県の区域内の市町の執行機関(以下「区域内の市町の執行機関」という。)および事務は、別表第1のとおりとする。
(新規)	(区域内の市町の執行機関への本人確認情報の提供方法) 第4条 知事が行う法第30条の7第4項の規定による同条第3項に規定する保存期間に係る本人確認情報(以下「保存期間に係る本人確認情報」という。)の区域内の市町の執行機関への提供(同条第4項第2号に掲げる場合における提供に限る。)は、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。 (1) 規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて区域内の市町の執行機関の使用に係る電子計算機に保存期間に係る本人確認情報を送信する方法 (2) 規則で定めるところにより、知事から保存期間に係る本人確認情報を記録した磁気ディスクを区域内の市町の執行機関に送付する方法 (本人確認情報の利用に係る事務)
(新規)	第5条 法第30条の8第1項第2号に規定する条例で定める事務は、別表第2のとおりとする。

(新規)

(新規)

(新規)

(本人確認情報の保護に関する審議会)

第2条 省略

(情報提供手数料の額)

第3条 省略

(新規)

(本人確認情報を提供する知事以外の執行機関および提供に係る事務)

第6条 法第30条の8第2項に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関 (以下「知事以外の執行機関」という。) および事務は、別表第3のとおりとする。

(知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法)

第7条 知事が行う法第30条の8第2項の規定による保存期間に係る本人確認情報の知事以外の執行機関への提供は、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

(1) 規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に保存期間に係る本人確認情報を送信する方法

(2) 規則で定めるところにより、知事から保存期間に係る本人確認情報を記録した磁気ディスクを知事以外の執行機関に送付する方法

(利用および提供の状況の公表)

第8条 知事は、毎年、知事が行う保存期間に係る本人確認情報の利用および提供の状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(本人確認情報の保護に関する審議会)

第9条 省略

(情報提供手数料の額)

第10条 省略

別表第1 (第3条関係)

提供を受ける県の区域内の市町の執行機関	事 務
市町長	

(新規)

別表第2 (第5条関係)

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- ⋮

(新規)

別表第3 (第6条関係)

提供を受ける知事以外 の県の執行機関	事 務
教育委員会	
監査委員	
収用委員会	
公安委員会	

滋賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 新旧対照表

旧	新
第1条から第3条 省略 (登録の申請) 第4条 第1項 省略 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) 個人にあつてはその住民票の抄本もしくは記載事項証明書またはこれらに代わる書面、法人にあつてはその登記簿の謄本 以下 省略	第1条から第3条 省略 (登録の申請) 第4条 第1項 省略 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) 個人(県内の市町の住民基本台帳に記録されている者を除く。)にあつてはその住民票の抄本もしくは記載事項証明書またはこれらに代わる書面、法人にあつてはその登記簿の謄本 以下 省略